

歴史的風土部会における今後の検討方向について（案）

1. 明日香村に係る検討について

奈良県明日香村に関しては、昭和55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（明日香法）」が制定され、以来、同法に基づき、村全域が行為の許可が必要な歴史的風土保存地区に指定されるとともに、国の定める「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針（基本方針）」に基づいて奈良県が作成する「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（整備計画）」に定める各種事業に対し、財政上の特例や明日香村整備基金といった住民生活安定のための措置を講じてきたところである。

基本方針、整備計画については、明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のあり方についてあらかじめ審議会でご議論頂き、その結果を踏まえて10年ごとに作成してきており、現行の第3次整備計画は21年度で終期を迎えることから、これまでの社会経済状況の変化を踏まえた今後のあり方や方向性等について、ご検討をお願いしたい。（古都保存法第16条第1項に基づく調査審議）

（ご参考）古都保存法第16条第1項

社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

2. 検討の進め方

明日香村小委員会を設置して検討

3. 検討スケジュール

平成20年9月25日

第13回歴史的風土部会

・明日香村小委員会設置了承（予定）

平成20年10月中旬

明日香村小委員会で検討（4回程度）

～平成21年5月頃